(陳受21第7号)

個人住民税の公的年金からの天引きに関する陳情

受理年月日 平成21年11月11日 陳 情 者 西久保 2-25-11 花澤 茂 ほか43名

陳情の要旨

武蔵野市では、平成21年10月から個人住民税の徴収方法が、年金受給者からは、基礎年金等から天引きすることになりました。しかるに、高齢者である年金受給者は、年金収入のみで生計を維持している人が多数であります。しかも、年金支給額は上がる方向にないにもかかわらず、介護保険料は増加しているため、受給額は減額されているのが実態です。年金生活者は、今後の生活に不安を感じております。

住民税が、普通徴収から年金からの天引きになり、手取り額がさらに減少しました。いずれ納付するのであるから、結局は同額との考えがあるかもしれませんが、自分の年金をどのように使っていくのかを考えることは社会生活上不可欠なことと考えます。

本来直接税の徴税は、普通徴収が基本であり、直接税の天引きは、税に対する認識を希薄にし、納税者の税に対する白痴化をもたらすとさえ言われています。納税意識の向上のためにも、住民税の納付方法は選択できる仕組みづくりが必要と思われます。ちなみに、国保税や後期高齢者医療制度保険料は、年金天引きだけでなく、口座振替も選択できるようになりました。また、年金額が少額等の理由で普通徴収の市民もおります。

よって、貴議会において、下記の内容の意見書を政府及び関係機関に提出してくださるよう陳情いたします。

記

年金受給者に対する住民税の徴収方法は、特別徴収対象者に一律に年金から天引きするのではなく、納税者の希望により、年金からの天引き、口座振替、普通徴収も選択できるようにすること。